

令和5年第4回定例会（令和5年12月13日）

議 案 概 要

種別	番号	議 案	概 要
報告	18	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	<p>本年8月14日、本市澤の老人ホーム敷地内において、本市職員が運転する消防自動車は、浄化槽のマンホール上を通過した際、当該マンホールを損壊させた事故について、市長の専決処分事項に関する条例に基づき、同年11月21日付けで損害賠償の額を決定したので、報告しようとするもの。</p> <p>○損害賠償額 499,000円</p>
議案	67	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	<p>「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に公布され、一部の規定が令和6年3月1日から施行されることに伴い、新たに電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務の手数料を定めるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>（主な内容）</p> <p>○新たな事務に係る手数料の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき400円 ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき700円 ・ 届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（特定の上質紙を用いるときは、1通につき1,400円） ・ 届書等情報の内容の閲覧に係る事務 1件につき350円 <p>○施行日 令和6年3月1日</p>
	68	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	<p>本年8月7日付けで国家公務員の給与について人事院勧告が行われたことに伴い、これに準じて本市の一般職の職員の給料等を改定するため、関係条例を改正しようとするもの。</p> <p>（主な内容）</p> <p>1. 貝塚市職員給与条例の一部改正関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給料表の改定（令和5年4月1日に遡及して適用） 人事院勧告に基づく新給料表（月額引上げ）に準じて改定 ○令和5年12月期の期末手当の支給率の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員 （現行）100分の120 → 100分の125 ・ 定年前再任用短時間勤務職員 （現行）100分の67.5 → 100分の70 ・ 特定任期付職員 （現行）100分の165 → 100分の175 ○令和5年12月期の勤勉手当の支給率の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 （現行）100分の100 → 100分の105 ・ 定年前再任用短時間勤務職員 （現行）100分の47.5 → 100分の50 <p style="text-align: right;">（次頁に続く。）</p>

種別	番号	議案	概要
議案		(貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件)	<p>○令和6年度以降の期末手当の支給率の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員 (令和5年12月期) 100分の125 → 100分の122.5 ・定年前再任用短時間勤務職員 (令和5年12月期) 100分の70 → 100分の68.75 ・特定任期付職員 (令和5年12月期) 100分の175 → 100分の170 <p>○令和6年度以降の勤勉手当の支給率の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 (令和5年12月期) 100分の105 → 100分の102.5 ・定年前再任用短時間勤務職員 (令和5年12月期) 100分の50 → 100分の48.75 <p>2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正関係(令和5年4月1日に遡及して適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職初任給基準表の改定 (現行) 15万3,500円乃至19万1,700円 → 16万5,500円乃至20万2,400円 ・医療職初任給基準表の改定 (現行) 15万8,900円乃至33万9,800円 → 17万900円乃至34万7,500円 <p>3. 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係</p> <p>○給料表の改定(令和5年4月1日に遡及して適用) 人事院勧告に基づく新給料表(月額引上げ)に準じて改定</p> <p>○令和5年12月期の期末手当の支給率の改定 (現行) 100分の125 → 100分の135 ※日額又は時間額で報酬を定める者を除く。</p> <p>○施行日 公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)</p>
	69	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>市長、副市長等の期末手当について、本市の一般職の職員と同様の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <p>○令和5年12月期の期末手当の支給率の改定 (現行) 100分の217.5 → 100分の227.5</p> <p>○令和6年度以降の期末手当の支給率の改定 (令和5年12月期) 100分の227.5 → 100分の222.5</p> <p>○施行日 公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)</p>
	70	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>本市議会議員の期末手当について、市長、副市長等と同様の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <p>○令和5年12月期の期末手当の支給率の改定 (現行) 100分の217.5 → 100分の227.5</p> <p>○令和6年度以降の期末手当の支給率の改定 (令和5年12月期) 100分の227.5 → 100分の222.5</p> <p>○施行日 公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)</p>

種別	番号	議 案	概 要												
議案	71	損害賠償の額を決定する件	<p>本年6月29日に締結した小瀬処理分区污水管布設工事第26工区の工事請負契約に関し、既設埋設管が支障となり施工が不可能となったため、同契約を解除した事案について、損害賠償の額を決定しようとするもの。</p> <p>○損害賠償額 2,170,182円</p>												
	72	損害賠償の額を決定する件	<p>本年8月4日、岸和田市上野町西の交差点付近において、本市職員が運転する公用車が赤信号のため停車していたところ、前方に停車中の軽自動車動き始めたことと誤認して発進したことにより、同車の後部に追突し、その一部を破損させ、及び乗車中の者を負傷させた事故について、損害賠償の額を決定しようとするもの。</p> <p>(軽自動車の所有者に係る物件損害) ○損害賠償額 562,000円</p> <p>(運転者に係る人身損害) ○損害賠償額 73,967円</p> <p>(同乗者に係る人身損害) ○損害賠償額 73,070円</p>												
	73	令和5年度貝塚市一般会計補正予算(第7号)の件	<p>○補正額 10億5,037万6千円</p> <p>(歳出)</p> <table border="0"> <tr> <td>民生費</td> <td>8億6,323万9千円</td> <td>住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)</td> </tr> <tr> <td>商工費</td> <td>1億8,713万7千円</td> <td>地域活性化ビジネス創出事業(地域ポイント市民給付事業)</td> </tr> </table> <p>(歳入)</p> <p>地方交付税及び国庫支出金</p> <p>○繰越明許費</p> <table border="0"> <tr> <td>民生費</td> <td>住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)</td> <td>4億4,323万9千円</td> </tr> <tr> <td>商工費</td> <td>地域活性化ビジネス創出事業</td> <td>1億3,450万円</td> </tr> </table> <p>○債務負担行為補正(追加)</p> <p>都市再生整備計画策定支援業務(費用便益分析業務) 期間 令和5年度から令和6年度まで 限度額 337万7千円</p>	民生費	8億6,323万9千円	住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)	商工費	1億8,713万7千円	地域活性化ビジネス創出事業(地域ポイント市民給付事業)	民生費	住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)	4億4,323万9千円	商工費	地域活性化ビジネス創出事業	1億3,450万円
	民生費	8億6,323万9千円	住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)												
商工費	1億8,713万7千円	地域活性化ビジネス創出事業(地域ポイント市民給付事業)													
民生費	住民税非課税世帯支援給付金事業(追加支給分)	4億4,323万9千円													
商工費	地域活性化ビジネス創出事業	1億3,450万円													
74	令和5年度貝塚市下水道事業会計補正予算(第1号)の件	<p>○収益的支出</p> <p>・支出補正額 0円</p> <p>(支出)</p> <table border="0"> <tr> <td>営業外費用</td> <td>△217万1千円</td> <td>企業債利息</td> </tr> <tr> <td>特別損失</td> <td>217万1千円</td> <td>小瀬処理分区污水管布設工事第26工区契約解除に伴う損害賠償金</td> </tr> </table>	営業外費用	△217万1千円	企業債利息	特別損失	217万1千円	小瀬処理分区污水管布設工事第26工区契約解除に伴う損害賠償金							
営業外費用	△217万1千円	企業債利息													
特別損失	217万1千円	小瀬処理分区污水管布設工事第26工区契約解除に伴う損害賠償金													

種別	番号	議 案	概 要
議案	75	貝塚市監査委員の選任について同意を求める件	令和6年3月29日をもって任期満了となる、 <small>ながともしげたか</small> 長友滋尊委員の後任者の選任について、同意を求めようとするもの。